

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

太田市長 穂積昌信

## 太田市条例第40号

### 太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年太田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第3項まで」の次に「及び第16条の3第1項」を加え、同条第4項中「第3項まで」の次に「及び第16条の3第1項」を加え、「、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり」を削り、「前項」を「前2項」に改める。

第12条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第18条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第16条の3 子育て部分休暇は、職員が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第18条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、太田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年太田市条例第53号）第14条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 太田市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
- 3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等

が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。